

〈研究ノート〉

母子世帯の母の就労についての一考察

—平成 29 年度熊本県ひとり親家庭等実態調査をてがかりに—

出 川 聖尚子

要 約

『平成 29 年度熊本県ひとり親家庭等実態調査』をもとに熊本県の母子世帯の、世帯の変化、就労状況から、自立のための就労支援について考察を加えた。母親の年齢、子どもの年齢、ひとり親になった理由など分散していた。母子世帯の支援には、多様なニーズに応じた支援、母子世帯の母の経験に応じた就業支援、「正規社員」の母子世帯の母への就労支援などが考えられた。

1. はじめに

日本において、子どもの貧困率は 12.9%で子ども 7 人に一人、そのうち、おとながひとりの世帯の場合は子どもの貧困率は 50.8%であり、「大人が二人以上」の世帯員では 10.7%となっている（国民生生活基礎調査 平成 28 年度）。ひとり親家庭の子どもの貧困状況は、平成 24 年と比較すると 3.8%減少しているが、ひとり親家庭の子どもの 2 人に一人が貧困状況にある状況は改善しているとはいえない。

また、『子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 16 次報告）』（令和 2 年 9 月）では、「心中以外の虐待死」事例の家庭の約 3 割がひとり親家庭であることが明らかとなった。「心中以外の虐待死」の事例のうち実母が DV を受けている家庭の状況に、未婚のひとり親や内縁関係であるといった家庭が多く、世帯の経済的問題を抱えている状況がみられた。実母の社会経験の少なさやパートナーとの関係性のなかで、安定した家族関係を築くことが難しいことが指摘されている。

子どもの貧困という経済状態や児童虐待などの問題の背景に、母子世帯の母の自立の問題、特に経済的自立の問題が考えられる。そこには母親をめぐる就業の課題が推測される。そこで、本稿では、「第 4 期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定のための、ひとり親家庭等の生活状況を把握し基礎資料とするために実施された「平成 29 年度熊本県ひとり親家庭等実態調査」をもとに、熊本県における母子世帯のおかれている状況を明らかにし、自立のための支援について考察したいと考えている。

2. 近年のひとり親世帯の状況および支援の動向

① 近年の母子世帯等の状況

『平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査』（厚生労働省）（以下「平成 28 年度全国ひとり親調査」）の推計値によれば、母子世帯数は 123.2 万世帯である。前回調査（平成 23 年度全国母子世帯等調査）と比較すると 0.6 万世帯減少している。母子世帯の母の 81.8% が就労しており、「正規の職員・従業員」は 44.2%、「パート・アルバイト等」は 43.8%、自営業 3.4% となっている。「正規の職員・従業員 正規社員」の平均年間就労は、305 万円、「パート・アルバイト等」は、133 万円になっている。

ひとり親の就業に関する OECD（経済協力開発機構）平均は 66.5%（OECD 2011 Family database）で、日本の母子世帯の母の 8 割以上の就労と比較すると、日本のひとり親の就業率は OECD 諸国よりも 20% 以上も高い割合である。にもかかわらず、日本は、おとながひとりの世帯の場合の子どもの貧困率は 50.8% にのぼり、日本のひとり親家庭の貧困率について平成 27 年の国際比較では、OECD 諸国の中でも高く、特にひとり親でなおかつ親が就業している場合の相対的貧困率は、日本が突出して高いという結果がみられる。（OECD (2015) Family database “Childpoverty”）。母子世帯の収入の状況をみると、母子世帯の総所得は年間 270.1 万円で、「全世帯」の平均所得（545.4 万）のうちの約 50%、「児童のいる世帯」の平均所得（707 万）の 38% にとどまっている（『平成 28 年度国民生活基礎調査』）。その要因として「稼働所得」が少ないことが挙げられる。

② 2000 年以降ひとり親世帯をめぐる諸施策の動向

2002 年（平成 14 年）「母子及び寡婦福祉法」が改正され、母子世帯等への支援は、経済的な支援を中心とした考え方から就労・自立に向けた総合的な支援という考え方に転換された。この改正を受けて、2003 年（平成 15 年）、母子及び寡婦福祉法第 11 条の規定に基づき、都道府県等の自治体の自立促進計画策定の指針「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下、「基本的な方針」）が出される。基本的な方針は 2003 年から、おおむね 5 年ごとに策定されている（2008 年、2015 年、2020 年）¹⁾。

2010 年には、児童扶養手当の父子家庭への支援の拡大、2012 年には、離婚時に親子の面会交流、養育費の分担の取り決めが必要となり、2013 年には、「母子父子家庭就業支援特別措置法」が施行された。2014 年には、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が施行される。2010 年以降ひとり親世帯の支援が母子世帯と寡婦世帯から父子世帯へも生活および経済的支援が拡大されていく。

2013 年に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、これを受け、2014 年、子どもの貧困対策の具体的な基本方針を示した子供の貧困対策に関する大綱が出される。2015 年には、子どもの貧困対策の一環として「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（すくすくサポート・プロジェクト）」が策定され、ひとり親家庭に対しての支援が拡充している。2013 年以降子どもの貧困対策の一環としてもひとり親世帯への施策が展開していく。

2016 年、2018 年には、児童扶養手当の第 2 子以降の増額、全額支給の所得の改定、支給回数の変更など経済的支援の拡充が行われている。2018 年、2019 年、2020 年には、未婚世帯への支援として、

未婚のひとり親に対する税制控除のみなし適用、臨時特例給付金の支給、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われている。

現在、ひとり親世帯の支援は、従来から行われている母子世帯等への経済的支援と生活支援に加えて、生まれた環境に左右されず子どもが夢と希望をもって成長することができるような社会づくりとしての子どもの貧困対策の二つの柱でひとり親支援が展開されている。

熊本県では、「基本的な方針」を受けて、ひとり親家庭等の自立を総合的に支援するための計画として、「熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」（2006年（平成18）年4月から2009年（平成21）年3月までの3年間）、「第2期熊本県ひとり親家庭等自立支援計画」（2009年（平成21）年4月から2014年（平成26）年3月までの5年間）、「第3期熊本県ひとり親家庭等自立支援計画」（2014年（平成26）年

図表1 2000年以降、ひとり親家庭支援施策の動き

		ひとり親支援関係施策
2002年	H 14	「母子及び寡婦福祉法」改正 経済的支援中心から総合的支援へ
2003年	H 15	「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」策定
2008年	H 20	「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」策定
2010年	H 22	改正児童扶養手当法施行（児童扶養手当の父子家庭への支給拡大）
2012年	H 24	民法等の改正法施行（離婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化）「母子及び寡婦福祉法」改正
2013年	H 25	母子父子家庭就業支援特別措置法施行（雇用機会の拡大、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大等）
2014年	H 26	改正母子父子寡婦福祉法施行（支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大） 改正児童扶養手当法施行（児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直し） 子どもの貧困対策推進法施行 子供の貧困対策大綱
2015年	H 27	「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」策定 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（すくすくサポート・プロジェクト）」（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）策定
2016年	H 28	改正児童扶養手当法施行（第2子以降の加算額の倍増）
2018年	H 30	改正児童扶養手当法施行（児童扶養手当の全部支給に係る所得制限限度の引き上げ） 児童扶養手当の支払い回数見直し（年3回から年6回） 未婚のひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用
2019年	H 31/R 1	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給（令和2年1月支給）
2020年	R 2	「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」策定 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

4月から2019年(平成31年)3月までの5年間、「第4期熊本県ひとり親家庭等自立支援計画」(2019年(平成31年)4月から2023年(令和5年)3月までの5年間)が策定されている。

3. 調査分析の概要

「第4期熊本県ひとり親家庭自立支援計画」を策定するために行われた、「ひとり親家庭等実態調査」(2017年)のデータを用い分析した。「ひとり親家庭等実態調査」の概要は以下のとおりである(母子世帯分のみ記載)

調査概要	調査基準日	平成29年(2017年)8月1日
調査期間		平成29年(2017年)8月1日～8月31日
調査対象者数等	母子世帯	2950(回収数1257・回収率42.6%)
調査方法		母子世帯は、児童扶養手当現況届の機会を利用し、児童扶養手当受給者から無作為抽出

倫理的配慮

アンケートによって得られたデータは熊本県にて収集され、単純集計分析は熊本県で行われた。本研究のデータは、熊本県のご理解のもと個人が特定できない形でコード化された数量データを使用した。本研究データの使用、論文の掲載については熊本県に許可を得ている。

4. 分析結果

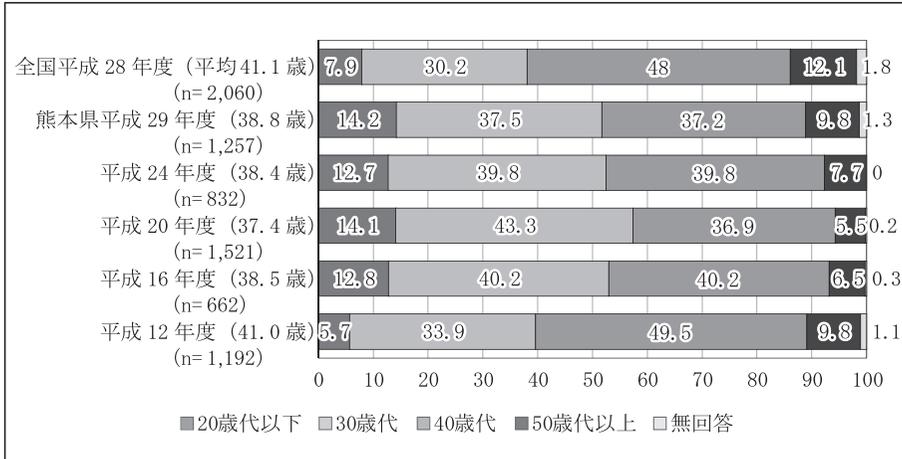
1) 世帯の状況

① 母子世帯の母の年齢

平成29年度熊本県における調査での、母子世帯の母の平均年齢は38.8歳であり、平成24年度調査と比べ0.4歳上昇している。年齢階級別で見ると、30歳代が最も多く、40歳代がこれに次いでいる。平成28年度全国ひとり親世帯等調査の母子世帯の母の平均年齢は41.1歳であり、熊本県のほうが2.3歳若い。また、年齢階級別で見ると、全国の母子世帯の母は40歳代が最も多く、30歳代がこれに次いでいる。熊本県の母子世帯の母の年齢は全国に比べて20歳代以下は6.3%、30歳代は7.5%多く、一方40歳代は10.8%、50歳以上は2.3%少ない。熊本県の母子世帯の母の年齢は、30歳代が過半数を占め全国よりも若い状況にある。

熊本県の母子世帯の母の年齢の推移をみると、平成12年度から平成20年度に3歳以上低下したが、平成20年度以降は上昇傾向にある。年齢階級別で見ると、平成12年から平成29年度にかけて「40歳代」が12.3%減少し、「20歳代以下」が8.5%増えている。(図表2)

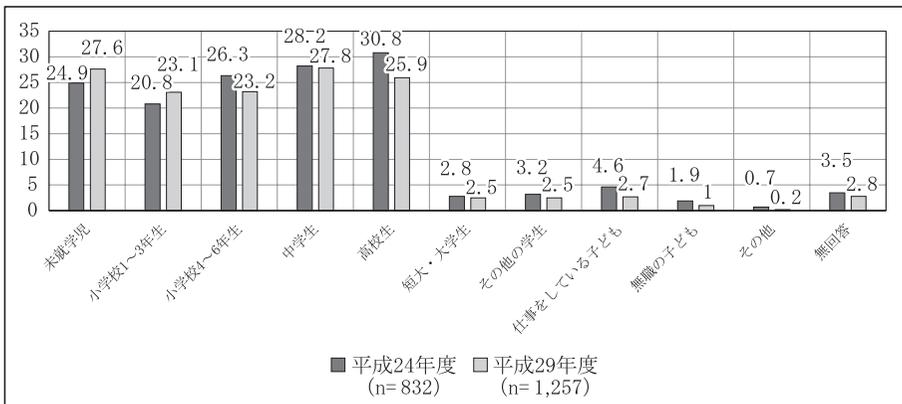
図表 2 母子世帯の母親の年齢



② 子どもの年齢

平成 29 年度熊本県における調査において、母子世帯の子どもの年齢は、未就学児 27.6% が最も多く、次いで中学生 27.8% となっている。前回調査（平成 24 年度）から比較すると、「未就学児」と「小学校 1～3 年生」の割合が上昇し、「小学校 4 年～6 年生」、「高校生」の割合が減少している。総じて、母子世帯の子どもの年齢が低くなっている傾向がみられる。平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査では、母子世帯の末子の年齢が「就学前」は 16.1% であり、全国と比較して熊本県では就学前の子どもをもつ母子世帯が多い傾向にある。（図表 3）

図表 3 20 才未満の子どもの就学状況 (%)



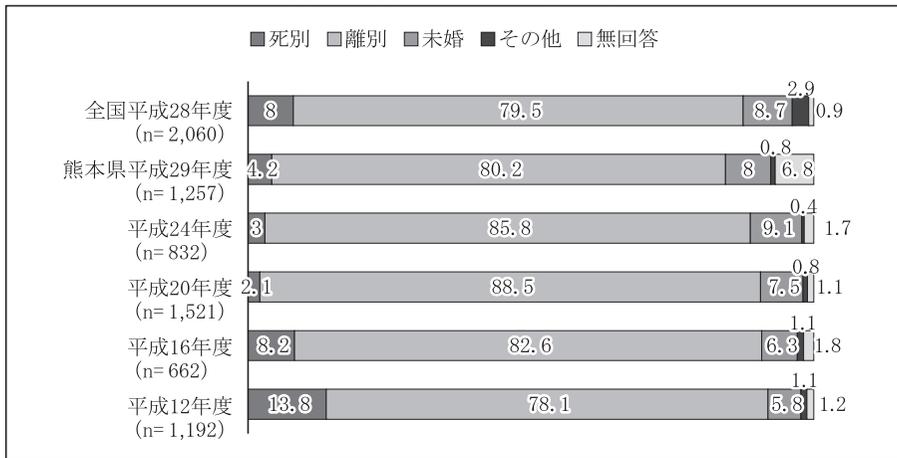
③ 母子世帯になった理由

平成 29 年度熊本県における調査で、母子世帯になった理由別の構成割合は、「離婚」80.2%、「未婚」8.0%、「死別」4.2%、「その他」0.8%、「無回答」6.8%となっている。前回調査（平成 24 年度）と比較すると、「無回答」5.1%、「死別」1.2%と増加する一方、「離婚」が 5.3%、「未婚」が 1.1%減少している。

年次比較すると、「離婚」は、平成 12 年度から平成 20 年度にかけて増加し母子世帯になった理由の約 9 割になったが、平成 20 年度以降は減少傾向にあり、現在では 8 割程度である。平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査と比較すると、熊本県は、全国より「死別」が 3.8%、「未婚」が 0.7%少なく、「離婚」が 0.7%、「無回答」が 5%以上多い。（図表 4）

「母子世帯になった理由」別の構成割合を母親の年代でみると、20 歳代以下母子世帯の状況は、「離婚」63.4%で最も高く、次いで「未婚」24.7%となっている。前回の平成 24 年度調査と比べると、「離婚」は 12.1%減少し、「未婚」は 2.1%増加している。30 歳代以上母子世帯の状況は、「離婚」87.1%と最も高く、次いで「未婚」5.1%となっている。平成 29 年度調査では、20 歳代以下の母子世帯は、30 歳代以上の母子世帯に比べて「離婚」が 23.7%、「死別」が 3.1%低く、一方「未婚」は 19.6%高い。20 歳代以下の母子世帯と 30 歳代以上の母子世帯の母子世帯になった理由の傾向が異なっている。（図表 5）（図表 6）

図表 4 母子世帯になった理由（%）



図表 5 母子世帯になった理由：20 歳代以下の母子世帯の母

	死別	離婚	未婚
平成 24 年度調査 実数 (%) (n=106)	2 (1.9%)	79 (74.5%)	24 (22.6%)
平成 29 年度調査 実数 (%) (n=178)	3 (1.6%)	113 (63.4%)	44 (24.7%)

図表 6 母子世帯になった理由：30歳以上の母子世帯の母

	死別	離婚	未婚
平成 24 年度調査 実数 (%) (n=720)	22 (3.1%)	634 (88%)	52 (7.2%)
平成 29 年度調査 実数 (%) (n=1063)	50 (4.7%)	926 (87.1%)	54 (5.1%)

④ 養育費の取り決め状況

平成 29 年度熊本県における調査で、母子世帯の養育費の取り決め状況は、「取り決めをした」37.4%、「取り決めをしなかった」56.3%となっている。「母子世帯になった理由」別の構成割合をみると、「離婚」の場合、「取り決めをした」43.0%、「取り決めをしなかった」57.0%、「未婚」の場合、「取り決めをした」7.7%、「取り決めをしなかった」92.3%となっている。「母子世帯になった理由」によって養育費の取り決めの傾向は異なっている。（図表 7）

図表 7

	養育費の取り決めした	養育費の取り決めしなかった
離婚 実数 (%)	407 (43.0%)	540 (57.0%)
未婚 実数 (%)	7 (7.7%)	84 (92.3%)

⑤ 就業状況

平成 29 年度熊本県における調査での、母子世帯の母は 88.6%が就業している。「平成 28 年度全国ひとり親調査」では、母子世帯は 81.8%就業しており、熊本県のほうが 6.8%高い。

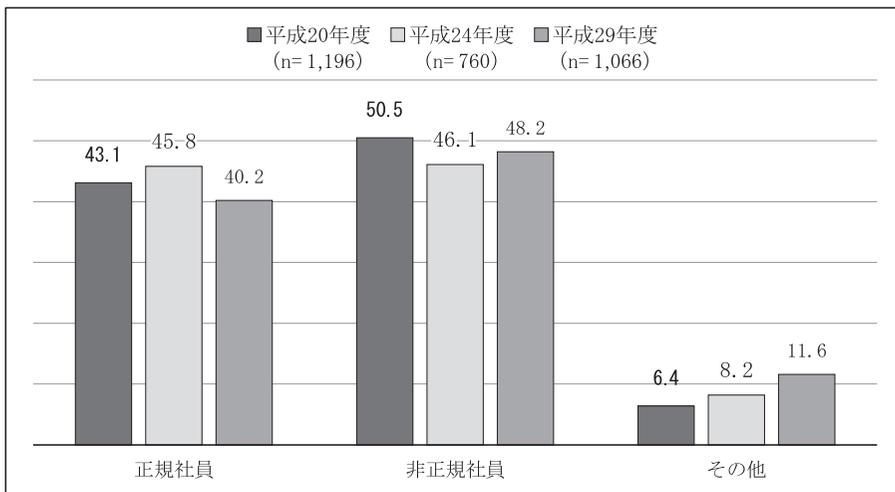
熊本県での母子世帯の母の就業状態は、「非正規ⁱⁱ⁾」が 48.2%と最も多く、次いで「正規職員」40.2%となっている。「平成 28 年度全国ひとり親調査」では、母子世帯の「正規職員」は 44.2%、「非正規職員（派遣社員を含む）」は 48.4%となっており、全国と比べると、熊本県は「正規職員」が 4%、「非正規職員」が 0.2%少ない。

熊本県の母子世帯の母親の就業状況の推移をみると、有職者が前回、前々回調査（平成 24 年度・平成 20 年度）から微増傾向にある。また、就業形態の推移をみると、「正規職員」は、平成 20 年度から平成 24 年度には一旦増加したが、平成 29 年度には 5.6%減少し、「非正規社員」は、平成 20 年度から平成 24 年度には減少し、平成 29 年度には 2.1%増加している。（図表 8）（図表 9）

図表 8 就労の有無 (%)

	有 職	無 職
平成 20 年度 (n=1196)	86.8%	13.2%
平成 24 年度 (n=760)	87.6%	12.4%
平成 29 年度 (n=1066)	88.6%	11.4%

図表 9 就業形態 (%)



2) 就業形態による傾向

「正社員」、「非正規」等就業形態による傾向を確認した。

① 年代

平成 29 年度熊本県における調査において、母子世帯の母親の年代で就業状態を見ると、20 歳代以下は「正社員」(22 人・20.7%)、「非正規」の割合 (81 人・76.4%)、30 歳代は「正社員」(144 人・38.5%)、「非正規」の割合 (187 人・50.0%)、40 歳代は「正社員」(179 人・47.9%)、「非正規」の割合 (144 人・38.5%)、50 歳代以上は「正社員」(30 人・37.0%)、「非正規」の割合 (39 人・48.1%) であった。

「正社員」は、40 歳代が 47.9%と最も多く、次いで 30 歳代 38.5%となっている。「非正規」の割合について、20 歳代以下の「非正規」の割合 (81 人・76.4%) が最も多く、次いで「50 歳代以上」(39 人・48.1%) であった。(図表 10)

図表 10

	正規社員	非正規	その他
20歳以下 (n=106) 人 (%)	22 (20.7)	81 (76.4)	3 (2.8)
30歳代 (n=374) 人 (%)	144 (38.5)	187 (50)	40 (11.5)
40歳代 (n=374) 人 (%)	179 (47.9)	144 (38.5)	51 (13.6)
50歳代以上 (n=81) 人 (%)	30 (37)	39 (48.1)	7 (14.8)
計 (n=935)	375	451	101

② 収入

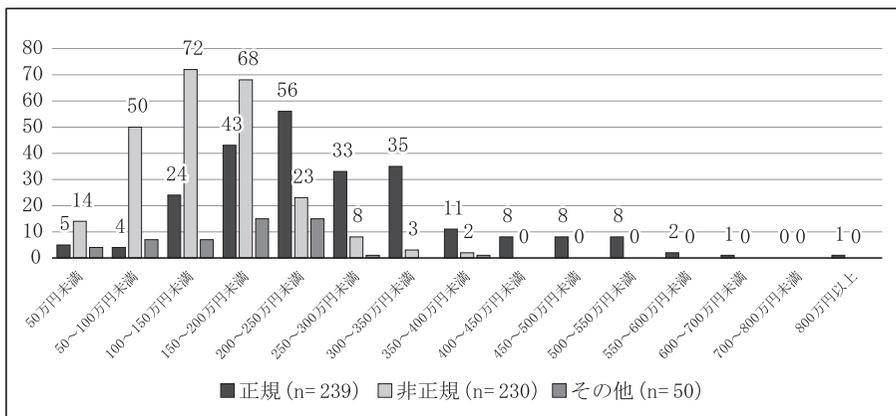
平成 29 年度熊本県における調査での、母子世帯の母親の平均年間就労収入は、195.2 万円となっている。「平成 28 年度全国ひとり親調査」では、母子世帯の就労収入は 200 万円で、熊本県は 4.8 万円少ない。

熊本県の「正規」就労の場合平均年間就労収入は 260.0 万円、「非正規（派遣社員を含む）」の場合 142.1 万円、「非正規（パート・アルバイト）」（派遣社員を除く）131.9 万円となっており、「正規」と「非正規（派遣社員を含む）」、および「正規」と「非正規（パート・アルバイト）」（派遣社員を除く）では、それぞれ 117.9 万円、128.1 万円の差がある。

「平成 28 年度全国ひとり親調査」では、母子世帯の母親が「正規」就労の場合、平均年間就労収入は 305 万円、「非正規（派遣社員除く）」の場合は 133 万円となっている。全国より熊本県の「正規」の就労収入は 45 万円少なく、「非正規（派遣社員除く）」では、1.1 万円少ない。

母子世帯の母親の就労収入は、「150 万円～200 万円未満」の割合が最も高く（10.3%）、次いで「100 万円～150 万円未満」（8.8%）となっている。「正規」就労の場合は、「200 万円～250 万円未満」が最も多く、次いで「150 万円～200 万円未満」となっている。「非正規」就労の場合は、「100 万円～150 万円未満」が最も多く、次いで「150 万円～200 万円未満」となっている。（図表 11）

図表 11 母子世帯の母の就労収入（人） 無回答除く



③ 家計状況

平成 29 年度熊本県における調査において、母子世帯の母親の家計の状況は、「時々赤字である」32.0% (402 人) 最も多く、次いで「いつも赤字である」29.8% (375 人) である。6 割以上が赤字傾向である。

就業形態別にみると、「正規社員」の場合、「時々赤字である」39.4% (150 人) が最も多く、次いで「いつも赤字である」34.5% (131 人) と 7 割以上が赤字傾向にある。余裕がある傾向は約 2 割いる。「非正規」の場合、「時々赤字である」41.3% (188 人) が最も多く、次いで「いつも赤字である」36.0% (131 人) 7 割以上が赤字傾向にあり、「正規社員」と同様の傾向にある。一方、「非正規」の場合、余裕がある傾向は約 7% である。(図表 12)

④ 最終学歴

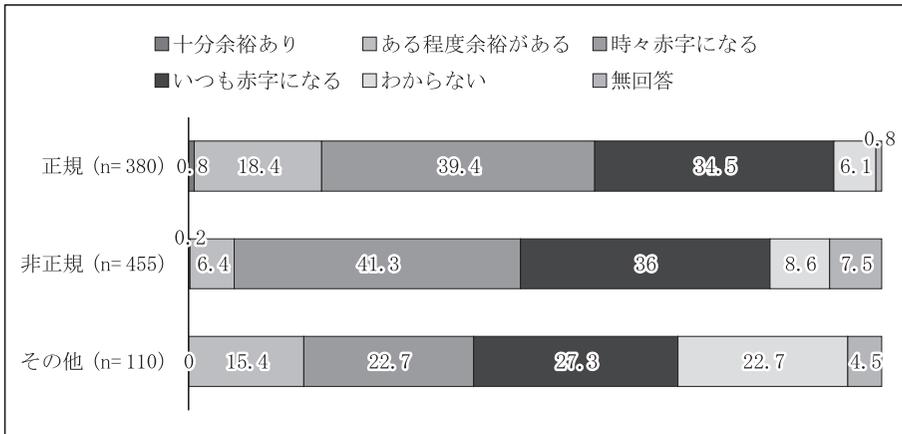
平成 29 年度熊本県における調査での、母子世帯の母親の最終学歴は、「高等学校卒業」40.4% (508 人) と最も多く、次いで「専門学校卒業」16.8% (211 人)、「短期大学卒業」9.7% (122 人) である。母親の最終学歴を就業形態別にみると、「中学校卒業」は「正規社員」21.3% (13 人)「非正規」70.5% (43 人)、「高等学校卒業」は「正規社員」37.7% (171 人)「非正規」50.4% (229 人)、「専門学校卒業」は「正規社員」48.4% (93 人)「非正規」41.1% (79 人)、「短期大学卒業」は「正規社員」48.7% (56 人)「非正規」35.7% (41 人)、「大学卒業」は「正規社員」57.6% (38 人)「非正規」31.8% (21 人) である。(図表 13)

⑤ 健康状態

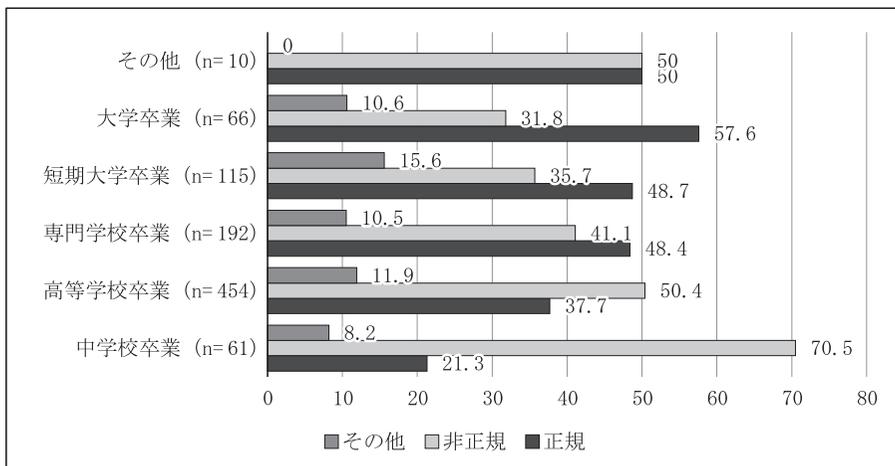
平成 29 年度熊本県における調査での、母子世帯の母親の健康状態は、「普通」27.5% (346 人) が最も多く、次いで「まあ良い」21.2% (267 人) である。「よくない」傾向(「あまりよくない」と「よくない」を合わせて「よくない」傾向とする) 17.8% (223 人) である。

就業形態別にみると、「正規社員」の場合、よい傾向(「まあよい」と「よい」を合わせて)が 46.7% (176 人) で、「普通」30.2% (114 人) である。「よくない」傾向は、2 割以上いる。「非正規」の場合、「普通」39.7% (166 人) で、「よい」傾向が 39.2% (164 人) である。「よくない」傾向は、2 割以上いる。(図表 14)

図表 12 就業形態と家計の状況 (%)



図表 13 母子世帯の母の就業状態と最終学歴 (%)



図表 14

実数	%	よい (人) (%)	普通	よくない
正 規	(n=377)	176 (46.7)	114 (30.2)	87 (23.0)
非正規	(n=418)	164 (39.2)	166 (39.7)	88 (21.1)
その他	(n=103)	57 (55.3)	31 (30.1)	15 (14.6)

考察

「平成 29 年度熊本県ひとり親家庭等実態調査」をもとに、熊本県の母子世帯の、世帯の状況、就労形態（「正規社員」、「非正規」就労）の事例の傾向を確認した。熊本県における母子世帯のおかれている現状を踏まえて、自立のための支援について考察を述べたい。

○多様なニーズに応じた個に応じた支援

平成 29 年度調査において、熊本県の母子世帯の母の年齢は 38.8 歳で前回調査（平成 24 年度・38.4 歳）に比較して上昇している。全国の母子世帯の母の年齢（平成 28 年度 41.1 歳）も同様に上昇傾向にある。内訳をみると、全国・熊本県でも 50 歳代以上の母親の割合が増えている。熊本県は、30 歳代以下の母子世帯の割合が母子世帯全体の半数以上で、20 歳代以下の母子世帯は約 15% を占めている。一方、全国では 40 歳代以上の母子世帯の割合が母子世帯の半数以上である。

熊本県の母子世帯の子どもの年齢は、平成 24 年度調査と比較して未就学児、小学校低学年の増加が見られる。一方、全国では、母子世帯の末子の平均年齢は上昇している。熊本県と全国では、ひとり親世帯の母親および子どもの年齢の年齢構成が異なっている。

母子世帯になった理由は、「離婚」が最も多く、「死別」は減少傾向にあり、「未婚」が「死別」を上回っている。年代別でみると、20 歳代以下の母子世帯の 4 分の 1 が「未婚」母子世帯である。「未婚」の場合、母子世帯になったことが原因で離職・転職した人が 3 分の 2 以上いて、母子世帯になる前より「母子世帯になった後」に、「正規職員」の割合が減り、「非正規」の割合が、15.7% 上がっている。加えて「未婚」の場合は 9 割以上が養育費の取り決めを行っていない。

熊本県母子世帯の状況は、婚姻年齢および出産年齢の上昇に伴う 50 歳代の母子世帯の増加、「未婚」による 20 歳代の母子世帯の増加、母子世帯の子どもの年齢、母子世帯の理由など分散化傾向がみられた。母子世帯は分散化していることから、例えば、「乳幼児を持つ世帯」、「進学を控えている世帯」、「生活費がかかる中高校生を持つ世帯」、「年齢が若い母子世帯」「離別母子世帯」、「未婚母子世帯」では、子どもと過ごす必要な時間や生活費の状況など異なるニーズが考えられる。所得など同一の基準で判断する支援では、異なるニーズには十分対応しきれない状況が考えられる。多様化している家庭生活の状況・課題を的確に把握し、個に応じた支援を提供することが求められる。

○母子世帯の母の経験に応じた就業支援

就業状況を見ると、母子世帯の母の「無職」の割合が減り、「有職」が増えている。ただ、「非正規」就労の割合が「正規社員」の割合よりも高い傾向が続いている。就労形態による「正規社員」と「非正規」の状況を比較すると、年間の平均就労収入は、「非正規」（142 万円）は「正規社員」（260 万円）より約 120 万円低い。「正規」就労と「非正規」就労の違いは、就労収入に差をもたらしている。

母子世帯の母の年代では、「正規社員」は 40 歳代が最も高く、一方、「非正規」は 20 歳代以下、30 歳代、50 歳代が高い状況にある。特に 20 歳代以下の母子世帯の母の場合、「非正規」は 4 分の 3 を超えていた。

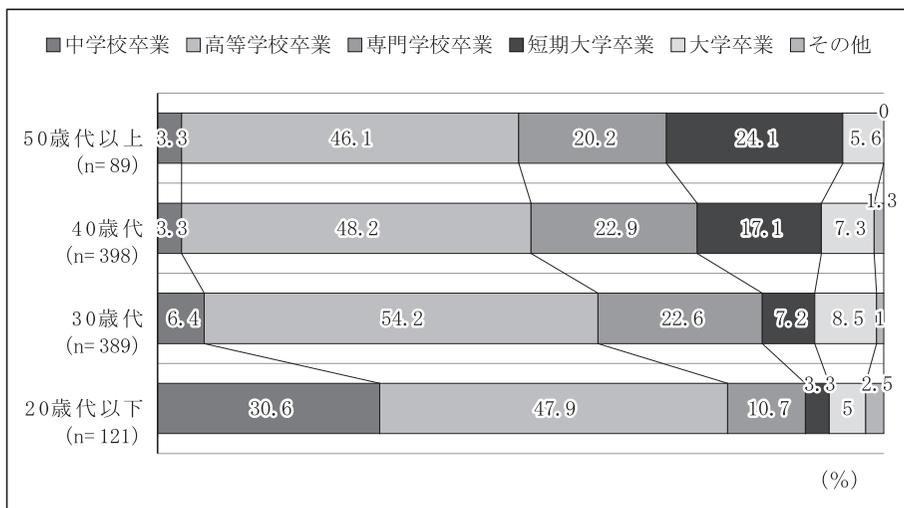
母子世帯の母の最終学歴でみると、「専門学校卒業」、「短大卒業」、「大学卒業」の場合は「正規社員」の割合が高い。一方、「中学校卒業」、「高校卒業」は「非正規」の割合が高い状況であった。なかでも「中学校卒業」の場合は7割以上が「非正規」となっていた。「正規社員」と「非正規」就労は、母子世帯の母親の年代や最終学歴に関係していた。

母の年代が若く子どもが幼い場合、子育てに時間を割きたいと就労をセーブし「非正規」就労を選択しているとも考えられるものの、母子世帯の母の年齢と最終学歴は相関関係がみられ、母親の年代が若いほど「中学校卒業」の割合が高い状況があった（図表 15）。このことから、母親自身の社会経験の少なさが、「正規社員」ではなく「非正規」就労に就くことに影響しているとも考えられる。社会経験の少なさが就労に影響している場合は、子どもの年齢が上がっても母親の就業をめぐる状況は変わらないため、母親の就業状況を改善するための支援が必要となる。母の年齢が若い場合には、特に、母が今後の人生において就労する期間が長いことも見据え、そのうえで適性や未来への希望に応じたキャリア形成を考えるという視点も必要である。

また、結婚や出産を機に仕事を離れる傾向も社会には残っているため、婚姻関係にある時には仕事をせず、母子世帯になってから仕事に就くという状況があり、熊本県でも、母子世帯になるまで就業していなかった人は17.4%いる。こうした場合、就業経験の有無、以前のキャリアが活かせるのかなど踏まえて、年代や状況に応じた多様な就業支援メニューが必要になる。

2020年の基本的な方針では、「自己肯定感を高めるような内容」や「ライフプランに関するもの」を盛り込んでいくことも留意が必要と示されている。就労に向き合える支援、就労意欲が高まる支援、仕事に就くことができる支援、就労を続けることができるような支援など個別の段階と状況に応じて寄り添うきめ細やかな支援が求められる。

図表 15 母子世帯の母親の年代と最終学歴



○「正規社員」の母子世帯の母への就労支援

「母子世帯」と「母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)」の母親の労働力状態は、女性全体の労働力率50.0%と比べて1.8倍ほど高く、日本における女性の年齢別労働力率の特徴であるM字カーブは見られず、すべての階級において女性全体の年齢階級別労働力率と比べて割合が高い。「労働力調査(基本集計)平成28年度平均」によると、女性就労者の「非正規の職員・従業員」の割合は54.1%で、母子世帯の母のほうが「非正規」就労の割合が低い。

安定的な生活を営むために、経済状況・雇用環境の面から「非正規」から「正規社員」の就労への転換が求められている。ただ、今回の熊本県調査では、「正規社員」・「非正規」就労とも7割以上が赤字傾向にあり、母子世帯の母親が「正規」就労に就くことによって生活の安定が必ずしも得られていない状況が見られた。

熊本県の母子世帯の母の「正規社員」の就労収入は、「国民生活基礎調査」(平成28年度)にみる、児童のいる世帯の稼働所得(646万円)の40.2%過ぎない。熊本県での「正規社員」の状況の改善がなければ、熊本県の母子世帯の母の「正規社員」の赤字傾向は変わらない。そのため、母子世帯の母は「正規社員」として就労していたとしても、収入面・雇用条件等でより良い就業を目指していく必要がある。県全体の就労収入の改善と、事業主側に条件整備や母子世帯の理解を促す取り組みと同時に、母子世帯の母の転職支援やキャリア向上のための機会の提供など「正規社員」の母子世帯の母への支援が求められる。

おわりに

平成29年度の熊本県ひとり親家庭等実態調査では、「現在、就労していない」母子世帯が約1割いた。就労していない理由に「子どもの世話や育児のため」(5.8%)が最も多いが、その理由について3割程度しか回答していない。また、現在の仕事の状況について無回答(就業をしていない含む)の人は4分の1(312人・24.8%)おり、母子世帯のおかれている就業状況については十分把握できているとはいえない。今後は、不就労の母子世帯、就業状況の無回答の母子世帯が深刻な状況を抱えていることも考えられるため、母子世帯の状況についての的確な把握が求められる。

また、今回の分析は、「正規社員」、「非正規」という事業主に雇用されるということが前提での、母子世帯の就業状況の分析であった。コロナ禍の状況で新しい働き方が社会で模索されるなか、母子世帯の就業においても、事業主に雇用されるという視点だけでなく、事業主に雇用されない働き方、住む地域を特定されずに暮らすことができる働き方など新たな働き方を持つ視点も必要と考えられる。母親が「子育てに重きをおきたい」、「子育てを自分の身近な人に手伝ってもらいたい」、「自分の生まれ育った地域で働きたい」など、経済的な面の充実だけでなく、自分らしく暮らし、自分の生活に満足しているかという視点で母子世帯の子どもや母子世帯の母の支援について考えていきたい。

参 考 文 献

- 総務省 平成 29 年就業構造基本調査 男女、従業上の地位・雇用形態・起業の有無、年齢別有業者数及び平均年齢—全国
- 平成 27 年国勢調査結果（総務省統計局）
- 平成 27 年度国勢調査（総務省統計局）世帯構造等基本集計結果 平成 29 年 9 月 27 日
<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka/kihon3/pdf/gaiyou.pdf>
- 「母子家庭等及び寡婦生活の安定と向上のための措置に関する基本的方針」（2003 年）
- 「母子家庭等及び寡婦生活の安定と向上のための措置に関する基本的方針」（2008 年）
- 「母子家庭等及び寡婦生活の安定と向上のための措置に関する基本的方針（2015 年）」
- 「母子家庭等及び寡婦生活の安定と向上のための措置に関する基本的方針」（2020 年）
- 平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査 厚生労働省
- 平成 23 年度全国母子世帯等調査 厚生労働省
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例に関する専門委員会『子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 16 次報告）』令和 2 年 9 月
- 『子供の貧困対策に関する大綱～全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～』平成 26 年 8 月
- 『子供の貧困対策に関する大綱～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～』令和元年 11 月
- 熊本県『平成 24 年度熊本県ひとり親家庭等実態調査報告書』（母子世帯）平成 25 年 3 月
- 熊本県『平成 29 年度熊本県ひとり親家庭等実態調査報告書』（母子世帯）平成 30 年 1 月
- 熊本県『熊本県ひとり親家庭等自立促進計画』平成 17 年 12 月
- 熊本県『第 2 期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画』平成 21 年 3 月
- 熊本県『第 3 期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画』平成 26 年 3 月
- 熊本県『第 4 期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画』平成 31 年（2019 年）3 月
- 熊本県『熊本県子どもの生活実態調査』平成 29 年
- OECD Family database 2011
- OECD Family database “Childpoverty” 2015
- 厚生労働省 国民生活基礎調査 平成 24 年度
- 厚生労働省 国民生活基礎調査 平成 28 年度
- 総務省「労働力調査（基本集計）平成 28 年度平均」

注

- i) 2003 年、2008 年、2015 年の「基本的な方針」は、実施する各施策の基本目標として (1) 子育てや生活の支援策、(2) 就業支援策、(3) 養育費の確保等、(4) 経済的支援策を柱にしている。2020 年に出された「基本的な方針」は (1) から (4) に加えて新たな基本目標として (5) その他として、相談関係職員の人材確保と専門性の向上、教育の支援が追加されている。
- ii) 「非正規」は、「派遣社員」と「パート・アルバイト等」の合計を指している。

